

2011年5月18日

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条~第14条 (略)	第 1 条~第 14 条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 15 条 株主総会は、 <u>会長</u> がこれを招 集し、議長となる。	第 15 条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締</u> <u>役会において定めた代表取締</u> <u>役</u> がこれを招集し、議長とな る。
② 会長に事故がある場合は、社長が株 主総会を招集し、議長となり、社長に 事故がある場合は、あらかじめ取締役 会において定めた順序に従い、他の 取締役がこれを招集し、議長となる。	② <u>前項の代表取締役</u> に事故がある場合 は、あらかじめ取締役会において定め た順序に従い、他の取締役がこれを招 集し、議長となる。
第 16 条~第 21 条 (略)	第 16 条~第 21 条(現行どおり)
(代表取締役 <u>等</u>)	(代表取締役)
第22条 取締役会は、その決議により代 表取締役を選定する。	第22条 取締役会は、その決議により代 表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議により会長および社長を各1名選定する。	【削除】
第 23 条~第 37 条 (略)	第 23 条~第 37 条(現行どおり)

以上